

【建設機械の保有状況について】

建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（「ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものとする。

建設機械の種類	経営事項審査で評価対象となる建設機械の種別及び規格
ショベル系掘削機 	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
トラクターショベル 	バケット容量が <u>0.4立方メートル以上</u> のもの
ブルドーザー 	自重が <u>3トン以上</u> のもの
モーターグレーダー 	自重が <u>5トン以上</u> のもの
移動式クレーン 	つり上げ荷重が <u>3トン以上</u> のもの 固定式クレーンは評価の対象にはなりません。
ダンプ車 	自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであつて、土砂等の運搬に供されるもの 自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されているものは、評価の対象にはなりません。
締固め用機械 	ローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー） 一般に認知されているハンドガイドローラーは移動用エンジンにより自走可能であり、ロードローラーの一種であるため、加点対象ですが、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定機械特定自主点検の対象ではないため、評価の対象にはなりません。
解体用機械 	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機又は解体用つかみ機 ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点評価の対象とはできません。
高所作業車 	作業床の高さが <u>2メートル以上</u> のもの